

令和4年1月

長門市農業委員会総会議事録

長門市農業委員会

令和4年1月総会議事録

1 日 時 令和4年1月14日（金） 午前9時30分

2 場 所 長門市役所4階会議室

3 付議事件

議 案

- 第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について (2件)
- 第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について (1件)
- 第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
(利用権11件)

報告事項

- 1 土地現況証明報告（非農地証明） (2件)
- 2 農業用施設設置届受理報告 (1件)
- 3 土地造成届出受理報告 (1件)
- 4 農地法第18条第6項の規定による通知を受理したもの（合意解約）(2件)
- 5 その他
 - ・認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置に伴う農地の転用について (1件)
 - ・令和4年度農業委員会定例総会の開催日程について
 - ・次回総会 2月15日（火） 午前9時30分から 市役所4階会議室
 - ・現地調査 2月 8日（火） 予定

4 出席委員（17人：議席順）

- | | | |
|-----------|--------------------|-----------|
| 1番 野中 保志 | 2番 藤川 久志 | 3番 大田 寛治 |
| 4番 林 一志 | 5番 深水 一男 | 6番 河野 八千代 |
| 7番 高林 司 | 8番 名和田 栄治 | 9番 大田 裕美 |
| 10番 大汐 光晴 | 11番 岡島 史真 | 12番 林 弘幸 |
| 13番 岡本 勇二 | 14番 木村 正雄 | 15番 中野 晴人 |
| 16番 末永 恵子 | 18番 松田 昭洋（会長職務代理者） | |

5 欠席委員（2人）

- | | |
|-----------|---------------|
| 17番 山近 洋祐 | 19番 大野 耕作（会長） |
|-----------|---------------|

6 農業委員会事務局職員

事務局長 角谷 隆士

事務局長補佐 長谷川 浩司

書記 坂倉 幸三

7 会議の概要

議長 (職務代理) 挨拶	令和4年1月の総会の開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。 (挨拶)
議長	本日の付議事項は、議案3件、報告事項5件でございます。 慎重審議の上、決定をいただきますようお願いをいたしまして、簡単ではございますが、開会にあたってのご挨拶とさせていただきます。 それでは、ただ今から令和4年1月の総会を開会いたします。 在任する委員の総数は19名です。本日の出席委員は17名、欠席委員2名でございます。 よって、在任委員の過半数が出席をされていますので、長門市農業委員会会議規則第7条の規定により、本総会は成立をしております。 次に、議事録署名人の指名をさせていただきます。 1番、野中保志委員、2番、藤川久志委員、よろしくをお願いをいたします。 議事に入ります。 議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。 事務局の説明を、お願いいたします。
事務局長 補佐	それでは、説明に入ります。1ページをご覧ください。 議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、農地法第3条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。 令和4年1月14日提出、長門市農業委員会会長、大野耕作。 番号1。 土地の所在、大字西深川字鳥落、地番▲▲▲▲番▲、地目は登記簿、現況ともに田、面積は716㎡。ほか5筆、合計5,974㎡。 譲受人は、西深川▲▲▲▲番地、●●●●●さん。 譲渡人は、千葉県船橋市坪井町▲▲▲番地▲▲、●●●●●さん。 権利の種類は、所有権の移転です。 理由としまして、譲受人は、農業の事業規模を拡大するため。譲渡人は、遠隔地に住んでおり、耕作できないため、譲り渡すもの。 申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1ページ及び2ページをご覧ください。JR美祢線板持駅から北北東へ約208mに位置する農地です。 また、3ページから4ページには公図を添付しております。 農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。「農地法審査基準」1ページをご覧ください。

第 1 号の全部効率利用要件についてですが、耕作要件、農機具の保有状況、農作業に従事する従事者数の状況からみて、農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第 2 号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第 3 号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第 4 号の農作業従事要件ですが、農作業を行う日数から農作業に常時従事することが判断できます。

第 5 号の下限面積要件ですが、本市の 5,000 m²以上の要件は満たしております。

第 6 号の転貸禁止要件については、所有権移転のため、自ら耕作されるものであり、該当はいたしません。

第 7 号の地域調和要件ですが、今回の権利移動により、周辺農地の農作業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えます。

以上のことから、農地法第 3 条第 2 項各号に該当せず、許可要件の全てを満たしております。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

引き続いて、当地区担当の 7 番、高林委員、補足説明、ご意見等ありましたらお願いいたします。

7 番

担当の高林です。

去る 1 月 6 日に、会長、事務局、私と推進委員の上野さんとで現地に行き、確認をしました。

現地は、板持駅近くの国道の側にありました。

今回は、所有権の移転であります。

地主の●●さんは、遠くに住んでいるため、売ることに決められました。

この土地は、昨年 7 月の総会で、太陽光発電設備で議案を出しましたが、周りの所有者と折り合いがつかず、断念することになりました。

今回は、別に問題がないと思いますので、皆さん方のご協議をよろしくお願いいたします。

議 長

事務局、担当委員の説明は以上でございます。

本件について、質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(質問、意見なし)

議 長

質問、ご意見もないようでございますので、採決をいたします。

本件、許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。よって、本件は、許可することに決定をいたします。

続きまして、2 番をお願いいたします。

事務局長
補佐

番号 2。

土地の所在、大字三隅中字辻並、地番▲▲▲番、地目は登記簿、現況ともに畑、面積は 269 m²。ほか 4 筆、計 4,648 m²。

譲受人は、三隅中▲▲番地、●●●●●さん。

譲渡人は、三隅中▲▲番地、●●●●●さん。

権利の種類は、所有権の移転です。

理由としまして、譲受人は、農業後継者として、農地を守り、維持するために申し出を受けたもの。譲渡人は、高齢のため、農業後継者に譲り渡すこととしたもの。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1 ページ及び 5 ページをご覧ください。長門市役所三隅支所から南東へ約 2.3 k m に位置する農地です。

また、6 ページから 7 ページには公図を添付しております。

農地法第 3 条第 2 項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。「農地法審査基準」1 ページをご覧ください。

第 1 号の全部効率利用要件についてですが、耕作要件、農機具の保有状況、農作業に従事する従事者数の状況からみて、農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第 2 号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第 3 号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第 4 号の農作業従事要件ですが、農作業を行う日数から農作業に常時従事することが判断できます。

第 5 号の下限面積要件ですが、本市の 5,000 m²以上の要件は満たしております。

第 6 号の転貸禁止要件については、所有権移転のため、自ら耕作されるものであり、該当はいたしません。

第 7 号の地域調和要件ですが、今回の権利移動により、周辺農地の農作業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えます。

以上のことから、農地法第 3 条第 2 項各号に該当せず、許可要件の全てを満たしております。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長	引き続いて、当地区担当の 8 番、名和田委員、補足説明、ご意見等ありましたらお願いいたします。
8 番	8 番、三隅地区担当の名和田です。 1 月 6 日に、大野会長、松田推進委員、事務局と私で現地を調査しました。 ●●さんの祖父は高齢で、申請人の●●さんは、平成 29 年に新規就農をし、牛を飼育しています。 新規就農して 5 年以内にすべての農地を取得しなければいけないということです。 令和 2 年 10 月の総会で、牧草地として利用する、18,400 m²を申請しました。 今回の申請地は、自宅から 5 分くらい歩いてしか行かれない、山の中なので、果樹を植えて管理されるそうです。 何の問題はないと思います。 皆様、ご審議よろしく申し上げます。
議 長	事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。 本件について、質問、ご意見はございませんか。 (質問、意見なし)
議 長	質問、ご意見もないようでございますので、採決をいたします。 本件、許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。 (挙手多数)
議 長	挙手多数であります。よって、本件は、許可することに決定をいたします。 続きまして議案第 2 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、を議題といたします。 事務局の説明を、お願いいたします。
事務局長 補佐	それでは説明に入ります。2 ページをご覧ください。 議案第 2 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、農地法第 5 条第 1 項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。 令和 4 年 1 月 14 日提出、長門市農業委員会会長、大野耕作。 番号 1。 土地の所在、大字日置上字土井、地番▲▲▲▲番▲、地目は登記簿、現

次に(2)被害防除措置の妥当性についてですが、被害防除計画書の内容から判断し、土砂の流出又は崩壊等の発生のおそれはなく、雨水については、自然流下により道路の側溝に放流し、汚水については公共下水道により処理するため、問題はないと考えます。

以上のことから、この案件につきましては、農地法第5条第2項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

引き続いて、当地区担当の12番、林委員、補足説明、ご意見等ありましたらお願いします。

12番

12番、林です。

去る1月6日、会長、先野推進委員、事務局と私で現地を確認いたしました。

まずこの案件につきましては、昨年10月総会において、議案第4号における、補足説明の通りでございます。

よろしくお願いいたします。以上です。

議 長

事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。
本件について、質問、ご意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長

質問、ご意見もないようでございますので、採決をいたします。
本件、許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。よって、本件は、許可することに決定をいたします。

引き続いて、議案第3号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、を議題といたします。

事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長
補佐

議案第3号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の申請があったので、審議決定を求める。

令和4年1月14日提出、長門市農業委員会会長、大野耕作。

2月1日の公告となりまして、今月は従来からの利用権設定のみとなり、中間管理事業に係る利用権設定はございません。

では、3ページをご覧ください。従来からの利用権設定です。

賃貸借ですが、三隅地区が、1件1筆の1,873㎡。長門地区が、3件8筆の10,705㎡。日置地区が、1件4筆の5,699㎡。油谷地区が、1件1筆の2,997㎡。計が、6件14筆の21,274㎡。

使用貸借が、三隅地区が、3件12筆の8,524㎡。日置地区が、2件2筆の3,862㎡。計が、5件14筆の12,386㎡。長門地区と油谷地区はございません。

合計しますと、三隅地区が、4件13筆の10,397㎡。長門地区が、3件8筆の10,705㎡。日置地区が、3件6筆の9,561㎡。油谷地区が、1件1筆の2,997㎡。

全体で、11件28筆の33,660㎡となります。

詳細につきましては、3ページから5ページをご覧ください。

基盤強化促進法第18条第3項に定めてあります、農用地の利用計画が基本構想に適合すること、農用地を効率的に利用して耕作すること、耕作に必要な農作業に常時従事することの利用計画要件を満たしていると考えます。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

議案に示された地区を担当する委員の方から、補足説明、ご意見等ありましたらお願いします。

(補足説明、意見なし)

議 長

議案全体について質問、ご意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長

質問、ご意見もないようでございますので、採決をいたします。
本件、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。よって、本件は、承認することに決定をいたします。

引き続きまして、報告事項に入ります。

	報告事項の１の説明を、お願いいたします。
事務局長	それでは、説明に入ります。６ページをご覧ください。 報告事項１、土地現況証明報告、非農地証明でございます。 番号１。 現地については、竹林や山林の一部と化しており山林として。雑草や灌木が生い茂っており原野として、令和４年１月６日に会長、大田委員、濱村推進委員と事務局とで現地を確認し、それぞれ非農地証明をしております。 番号２。 現地については、既に家屋が建っており、現況課税地目が宅地となっていることから、令和４年１月６日付けにて、大野会長、山近委員、西川推進委員、事務局とで現地を確認し、宅地として非農地証明をしております。 土地現況証明報告は、以上です。
議 長	ただ今、事務局より報告事項１について説明がございましたが、よろしいでしょうか。 (質問、意見なし)
議 長	続きまして、報告事項の２の説明をお願いいたします。
事務局長	７ページをご覧ください。 報告事項２、農業用施設設置届受理報告でございます。 番号１。 既設のほ場への進入路が破損し、急勾配で農業用機械等が安全に通行することが困難であるため、進入路を整備するものです。 工期は令和４年１月１７日から令和４年３月３１日までの予定となっております。令和３年１２月２０日に受理しております。 以上でございます。
議 長	ただ今、事務局より報告事項２について説明がございましたが、よろしいでしょうか。 (質問、意見なし)
議 長	続きまして、報告事項の３の説明をお願いいたします。

事務局長	8 ページをご覧ください。 報告事項 3、土地造成届出受理報告でございます。 番号 1。 内容としましては、水田の漏水対策のため、盛土を 0.1m し水田基盤土の嵩上げをするとのことことです。 令和 3 年 12 月 10 日に受理通知しております。 以上でございます。
議 長	ただ今、事務局より報告事項 3 について説明がございましたが、よろしいでしょうか。 (質問、意見なし)
議 長	続きまして、報告事項の 4 の説明をお願いいたします。
事務局長	9 ページをご覧ください。 報告事項 4、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知を受理したもの、合意解約でございます。 番号 1。 令和 3 年 12 月 20 日に合意解約をしております。 ほか 1 件の合意解約でございます。 以上でございます。
議 長	ただ今、事務局より報告事項 4 について説明がございましたが、よろしいでしょうか。 (質問、意見なし)
議 長	続きまして、その他の報告事項について説明をお願いします。
角谷事務局長	11 ページから 15 ページをご覧ください。 ●●●●●●株式会社から「認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置に伴う農地の転用について」の届出がありました。 認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置は、農地法施行規則第 53 条第 14 号の規定により公共性、公益性があることから転用許可を要しない例外規定が適用されるため農業委員会への届出で済むことになっています。 令和 4 年 1 月 6 日付で異議なしの通知を送付しております。 以上でございます。

議 長 ただ今、事務局より報告事項、その他について説明がございましたが、よろしいでしょうか。

 (質問、意見なし)

議 長 以上で、報告事項、その他について終わります。
続きまして、その他、事務連絡等がありましたらお願いをいたします。

事務局長
補佐 本日 1 枚紙で、令和 4 年度定例総会開催予定日及び申請書締切日（案）をお配りしております。

 農業委員の皆さまにはお手数ですが、ご確認のうえ、個人的な都合は除いていただき、委員の多数が欠席となるような行事等がございましたら、今月中に事務局までご連絡いただけたらと思います。

 その後、2 月総会にて日程を確定し、2 月の地区別会議にて農業委員、農地利用最適化推進委員に配布する予定としております。

 次に、2 月の定例総会ですが、2 月 15 日、火曜日、午前 9 時 30 分から、市役所 4 階会議室 2、この会場で開催いたします。

 なお、現地調査につきましては 2 月 8 日、火曜日を予定しております。該当する委員さんには、後日、事務局から集合時間等連絡致しますので、ご立会をよろしくお願いいたします。

 事務連絡については、以上となります。

議 長 委員の皆様から、何か質問、ご意見等はございませんか。

 (質問、意見なし)

議 長 それでは、以上をもちまして、本日の総会を終了いたします。
ご苦勞様ございました。
ありがとうございました。

終了時間 午前 10 時 00 分

会議の経過を記録して、その相違ないことを証するためここに記名する。

令和4年1月14日

長門市農業委員会会長 大 野 耕 作

議事録署名委員 野 中 保 志

議事録署名委員 藤 川 久 志